

# 社会福祉法人 武仁会 特別養護老人ホーム 鉾田サンハウス

## 鉾田サンハウス指定通所介護事業所 (総合事業通所介護事業所)

### 【 重 要 事 項 説 明 書 】

当事業所はご契約者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって指定を受けた、通所介護サービス・総合事業通所介護サービス(以下、「通所介護」といいます。)を提供いたします。

本契約書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明しております。

#### 1) 設立法人

- 法人名 社会福祉法人 武仁会
- 住所 茨城県小美玉市下吉影2437-109
- 電話 0299-54-0029
- 代表者 理事長 鬼沢 沙織
- 設立日 昭和63年10月14日

## 「銚田サンハウス指定通所介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険・総合事業の指定を受けてます。

(茨城県指定 第0873600316号)

当事業所の利用は、要介護認定の結果「要介護・要支援」「総合事業該当者」と認定された方が主に対象となりますが、要介護認定を受けていない方はご相談となりますがご利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 施設名 特別養護老人ホーム 銚田サンハウス
- (2) 施設所在地 茨城県銚田市鳥栖字長沼2100-9
- (3) 電話番号 0291-34-3050
- (4) 施設長名 永木 一宏
- (5) 開設年月 平成24年12月29日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ※特別養護老人ホーム銚田サンハウスに併設されています。
  - ・通所介護事業（通常規模型事業所） : 平成12年3月24日
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業通所介護 : 平成30年4月1日※介護予防・日常生活支援総合事業通所介護（以下、「総合事業」といいます。）
- (2) 事業所の目的  
社会福祉法人武人会特別養護老人ホーム銚田サンハウスに設置運営する指定通所介護サービス事業所 銚田サンハウス（以下「事業所」という）は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が在宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所による介護サービス、介護予防サービス・総合事業サービス（以下、「通所介護」という。）を通じて支援します。
- (3) 事業所の名称 銚田サンハウス指定通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 銚田市鳥栖字長沼2100-9
- (5) 電話番号 0291-34-3050 (FAX) 0291-36-3051
- (6) 管理者氏名 永木 一宏
- (7) 当事業所の運営方針  
当事業所は、ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- (8) 開所年月日 平成12年4月1日
- (9) 通常の事業実施地域  
銚田市（旧銚田町・旭・大洋）・茨城町・小美玉市（旧小川町）
- (10) 営業日及び営業時間  
通常営業日 月曜から土曜日  
受付時間 8:30~17:30  
サービス提供時間 9:00~17:00
- (11) 定休日  
毎週 日曜日  
毎年 8月14日~15日 ・ 12月31日~1月2日
- (12) 利用定員 1日あたり30人

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉\*職員の配置については指定規準を遵守しています。

職種	指定基準	配置
1. 管理者	0.1	0.1
2. 介護職員	4	4以上
3. 生活相談員	1	1
4. 看護職員	1	1 契約医療機関との連携
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員	0	0

〈主な職員の勤務体制〉

職種	
1. 介護職員	勤務時間 8:30~17:30 ・原則として職員1名あたり利用者4名で配置
2. 看護職員	協力医療機関との連携 (契約協力医療機関) 鬼沢ファミリークリニック 銚田市銚田 2119-1 TEL0291-33-2555
3. 機能訓練指導員	勤務時間 8:30~17:30

### 4. 事業者が提供するサービスと料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険・総合事業の給付対象サービス〈契約書第2条参照〉

以下のサービスについては、給付による一部負担と全額負担があります。

〈サービスの概要〉

#### ① 食 事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(食費は自己負担となります)
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

#### ② 入 浴

- ・入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を個別で実施します。

- ⑤ 健康管理
  - ・協力医療機関との連携によりご利用者の健康管理を行う。また、協力医療機関とご本人のかかりつけ医との情報共有に努めていく。
- ⑥ 栄養改善
  - ・管理栄養士により、低栄養状態の改善等を目的とした個別相談・援助を行います。
- ⑦ 口腔機能向上
  - ・口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練・指導を行います。
- ⑧ 認知症対応
  - ・認知症の方への対応・サービスを個別的に行い、細かな配慮をしていきます。
- ⑨ その他自立への支援
  - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
  - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
  - ・レクリエーションの充実。
- ⑩送迎
  - ・ご自宅と事業所間の送迎を行います。
  - ・通常の事業実施地域内の送迎に限らせていただきます。

※利用契約書第14条及び重要事項説明書付属文書8項等によりご希望に添えない場合がございます。

〈主な利用料金〉(契約書第5条参照) (令和3年4月～)

ご契約は事業者から通所介護の提供を受けたときは、下記料金表に基づき、事業者に対し、ご契約者の該当する利用者負担金をお支払いください。

※下記料金以外の介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額で算定いたします。

※介護保険給付対象サービスは通常1割負担ですが、2～4割負担の場合があります。

【介護保険】令和3年4月～

① 基本料金(所要時間※1：3時間以上4時間未満)送迎含む

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要介護度1 3700円	要介護度2 4230円	要介護度3 4790円	要介護度4 5330円	要介護度5 5880円
2. サービス利用に係る自己負担(1割) ※2～4割の場合あり	370円	423円	479円	533円	588円

① 基本料金(所要時間※1：4時間以上5時間未満)送迎含む

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要介護度1 3880円	要介護度2 4440円	要介護度3 5020円	要介護度4 5600円	要介護度5 6170円
2. サービス利用に係る自己負担(1割) ※2～4割の場合あり	388円	444円	502円	560円	617円

① 基本料金(所要時間※1：5時間以上6時間未満)送迎含む

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要介護度1 5700円	要介護度2 6730円	要介護度3 7770円	要介護度4 8800円	要介護度5 9840円
2. サービス利用に係る自己負担(1割) ※2～4割の場合あり	570円	673円	777円	880円	984円

①基本料金（所要時間※1：6時間以上7時間未満）送迎含む

3. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要介護度1 5840円	要介護度2 6890円	要介護度3 7960円	要介護度4 9010円	要介護度5 10080円
4. サービス利用に係る自己負担（1割） ※2～4割の場合あり	584円	689円	796円	901円	1008円

① 基本料金（所要時間※1：7時間以上8時間未満）送迎含む

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要介護度1 6580円	要介護度2 7770円	要介護度3 9000円	要介護度4 10230円	要介護度5 11480円
2. サービス利用に係る自己負担（1割） ※2～4割の場合あり	658円	777円	900円	1023円	1148円

②加算料金（該当した加算のみ算定されます）

5. ご契約者の要介護とサービス利用料金	介護職員 処遇改善 (I) (※2)	入浴介助 (I) 400円 (E)	個別機能 訓練 (I)□ 760円 (E)	サービス 提供体制 (I) 220円 (E)	科学的 介護推進 400円	ADL 維持等 (I) 300円	個別機能 訓練 (II) 200円
6 サービス 利用に係 る自己負 担（1割） ※2～4割の 場合あり	円	40円 (E)	76円 (E)	22円 (E)	40円 (月)	30円 (月)	20円 (月)

（送迎しない場合 片道 -47円）

※1 所要時間とは施設に居る間の時間です。

※2 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護保険一割負担の料金に9.2%を乗じた単位を加算します。

③食費 昼食660円（昼食代にはおやつ代が含まれます）

（要介護者）①+②+③を算定しご請求いたします。

【総合事業】令和3年4月～

① 基本料金 送迎料・入浴料含む

通所型独自サービス1	1798円（1ヶ月）週1回まで
通所型独自サービス2	3621円（1ヶ月）週2回まで

② 加算料金（実施したものののみ算定されます。）

介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険一割負担の料金に5.9%を乗じた単位を加算します。
特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険一割負担の料金に1.2%を乗じた単位を加算します。
ベースアップ等支援加算	介護保険一割負担の料金に1.1%を乗じた単位を加算します。
サービス提供体制加算Ⅰ	通所型独自サービス1 88円（月） 通所型独自サービス2 176円（月）

③ 食費 昼食660円（おやつ代が含まれています）

(要支援者) ①+②+③を算定しご請求いたします。

\*ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が給付から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

\*介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険・総合事業の給付対象外サービス(契約書第3条、第5条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 外出送迎

通常の送迎以外の送迎は基本的にご家族対応でお願い致しますが、車両や運転者が確保できた場合に対応いたします。

1回のご利用につき 1キロメートル当たり 100円(送迎のみ)

※移送サービスの準備が整えられない場合、お断りする場合がございます。

※燃料費として上記費用をいただきます。

② 外出付き添い

原則、ご家族対応でお願いしていますが、付き添い者が確保できた場合にご相談にて対応いたします。

1時間まで 800円(1時間以降は、1時間ごとに800円を加算)

② 散髪・美容

契約業者が毎月定期に来園され実施します。

実費

④ 特別な食事・おやつ

通常提供される食事やおやつ以外を希望されたり、提供した場合、実費。

⑤ おむつ

オムツ類は持参していただきますが、不足した場合購入することができます。

○紙パンツ 100円 ○紙おむつ 100円 ○パット大 40円

○パット中 30円 ○パット小 20円

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

クラブ活動・生け花・踊り・音楽・陶芸(材料代の実費をいただきます。)

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

白黒コピー 1枚につき 10円

写真L判 1枚につき 50円

DVD・CDRへのコピー 1枚につき 100円

⑧ その他日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

\*経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

1. ご利用料金のお支払いは、原則当施設指定の口座振替又は振込となります。  
前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求いたします。自動引落日前日までにご登録いただいた口座にご入金いただきますようお願いいたします。

※所定口座引落日 27日

※振込みを希望される方は、当施設事務局へご相談ください。

2. 口座引落日に引落が確認できなかった場合、翌月に翌月分と合わせ再請求させていただきます。合算した金額をご登録口座にご入金ください。
3. やむを得ず現金でのお支払いをご希望する場合、事業所へお越し頂き窓口でお支払いください。

※現金のみのお支払いとなります。(カード等不可)

※受付時間 8:30~17:00 までをお願いいたします。

※送迎時等にスタッフへ現金をお預けいただく支払いは責任を負えませんのでご了承ください。

※3ヶ月分を超えて遅延し支払われない場合、法的対応を検討させていただく場合があります。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・感染症の流行や発生時、その時期での契約者や同居家族の体調不良(発熱や発熱を伴う風邪症状)がある場合、利用の変更や中止を決定させていただく場合があります。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合取り消し料として下記の料金をいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日5時まで申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日5時まで申し出がなかった場合	800 円

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に対して提示して協議します。

5. 苦情について(契約書第21条)

(1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(担当者)

管理者 永 木 一 宏

相談員 真 家 将 央

- 受付時間 毎日8:30~17:30  
また、苦情受付ご意見箱を設置しております。

○第三者委員（別紙参照）

(2) その他の苦情受付機関

銚田市役所 介護福祉課 介護保険係	所在地 銚田市銚田1444 電話番号 0291-33-2111 受付時間 午前8時30分より17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 午前8時30分より17時15分
茨城県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 水戸市千波町1918 電話番号 029-305-7193 受付時間 午前8時30分より17時15分
小美玉市市役所 介護福祉課	所在地 小美玉市上玉里1122 電話番号 0299-48-1111 受付時間 午前8時30分より17時15分
茨城町役場 長寿福祉課	所在地 茨城町小堤1080 電話番号 029-292-1111 受付時間 午前8時30分より17時15分

- (3) 事業者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行います。  
(4) 事業者は、苦情を申し立てた方に対していかなる差別的な取扱いも行いません。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階  
(2) 建物のDS床面積 193.95 m<sup>2</sup>  
(3) 敷地面積 9,623.01 m<sup>2</sup>  
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設実施しています。

- 〔介護老人福祉施設〕 平成24年12月29日指定 茨城県 0875400129号 定員50床  
〔短期入所生活介護〕 平成24年12月29日指定 茨城県 0875400129号 定員10床  
〔居宅介護支援事業〕 平成16年 4月 1日指定 茨城県 0873600621号  
〔在宅介護支援センター〕 平成16年 7月 1日指定 銚田市  
〔標準該当障害福祉サービス〕 平成16年4月 1日指定 銚田市 0847200037号

2. 職員配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います

看護職員…協力医療機関との連携によりご利用者の健康管理を行う。また、協力医療機関とご本人のかかりつけ医との情報共有に努めていく。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。外部のPTとも共同し、個別にて計画を作成し実施していきます。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供の流れは次の通り行います。

- ① 当事業所の生活相談員に通所介護計画・総合事業計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 通所介護計画・総合事業計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③ 通所介護計画・総合事業計画は、居宅サービス計画が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及び家族等と協議して、通所介護計画・総合事業計画を変更します。
- ④ 通所介護計画・総合事業計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認をします。サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
- ③非常災害その他緊急な事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効機関の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な助言を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥事業者及びサービス従業者サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族当に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 5. 施設利用の留意事項

#### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復して頂くか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ・感染症対策中は、マスクの着用（マスクは持参ください）など予防対策への協力をさせていただきます。
- ・感染予防対策として、衣服の洗濯時に塩素系漂白剤を使用する場合がございます。色落ちする可能性がありますのであらかじめご了承ください。注意しながら対応いたしますが、色落ちした衣服に関する弁償は致しかねますので、高価な物、色落ちしやすい物をご遠慮ください。

## (2) 喫煙

建物内での喫煙はできません。建物外の所定の場所となります。

## 6. 損害賠償について（契約書第12条、13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また、ご契約者が、当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼした損害については、契約者にその損害を賠償させていただきます。

### (1) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失などにより、ご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご覧ください。）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤ 事業所若しくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護を実施しない場合
- ⑥ 事業者若しくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者若しくはサービス従業者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書 第18条 参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者及びその家族代表者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ② ご契約者及びその家族代表者による、サービス利用料金の支払いが合算して3ヶ月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ ご契約者及びその家族等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ※ 家族代表者とは、契約者と交渉程度が最も密な者を指し、事業者は契約者の状況を家族代表者へ伝えることとします。家族代表者以外の親族などから契約者についての状況ならびに事業者への要望等については、家族代表者を通じ事業者に連絡することとします。そして、契約者に滞納が発生した場合、家族代表者が事業者への損失を補うこととします。

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス実施の留意事項

(※一時的な非常災害時の対応について)

安全に安定的に送迎及びサービスが行えるよう、下記事項ア～キにつきましてご協力とご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

- ア. ある程度、決まった時間での送迎を心掛けておりますが、事情により時間が前後する場合がありますのでご理解をお願いいたします。
- イ. 天候や道路状況により、車両の通行や進入が困難と思われる場合、送迎を中止させていただきます。
- ウ. スムーズに車両が進行・切り返すことができるよう、敷地内の整備をお願いいたします。
- エ. 指定感染症（知られている感染症）の流行期や発生、災害（地震・津波・噴火等）、天候（雪・台風等）その他事業者の責に帰すべからざる事由により

安全にサービスの実施ができないと判断した場合には、デイサービスの利用の変更や一時休止とさせていただく場合があります。

- オ. 送迎時にご家族の付添をお願いいたします。不在の場合、施設に戻る場合があります。
- カ. 家族不在時の送迎後の事故等について、施設は責任を負えません。
- キ. 送迎時の自宅内介助については、あらかじめ取り決め（ケアプラン）をさせていただいた範囲や時間内で実施いたしますが、その際の破損や紛失等につきましては、施設は責任を負えません。

#### 9. 業務継続計画の策定等について

（※通常営業が困難な非常災害の発生時の対応について）

- (1) 新興感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 10 虐待の防止（契約書第 22 条参照）

- (1) 事業者は、利用者の人権・虐待等の防止のため、苦情処理体制の整備及び虐待防止に関する必要な研修等への参加を講じていきます。
- (2) サービス提供中に、サービス提供従事者や他の者等から虐待を受けたと思われる発見をした場合、速やかに、これを市町村に相談又は通報するものとします。

#### 【第三者評価の実施状況】

サービスの質の向上に向けた取組を、県が認証する第三者評価機関において任意に評価講評を実施しているか。 実施の有無： 有 ・  無

附則 この規定は、2024年12月1日から施行する。

指定通所介護・総合事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。(P1～P13)

銚田サンハウス指定通所介護事業所

《説明者氏名》

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・介護予防サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

《契約者住所》

《契約者氏名》

印

《家族代表者住所》

《家族代表者氏名》

印

《続柄》